

契約締結内容等の公表について  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び志摩市契約規則第22条の2の規定に基づく公表

発注課	件名	契約日	契約相手方名称	相手方とした理由	備考
資産経営課	公衆トイレ清掃管理業務	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
介護・総合相談支援課	志摩市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援サービス訪問型サービスA(シルバー人材センター)業務委託契約	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	阿児地区公園清掃業務委託	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	大王地区公園清掃業務委託	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
都市計画課	木場公園清掃業務委託	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光・プロモーション課	創造の森横山作業所及び周辺清掃業務	R7.4.1	NPO法人 ふれあい工房	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光・プロモーション課	大王・志摩地区草刈等清掃業務	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光・プロモーション課	近畿自然歩道草刈業務	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
観光・プロモーション課	大王・志摩地区公園等清掃業務	R7.4.1	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務委託(小学校)	R7.4.10	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
教育総務課	環境整備業務委託(中学校)	R7.4.10	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
総務課	参議院議員通常選挙期日前投票所受付事務業務委託	R7.5.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
総務課	三重県知事選挙期日前投票所受付事務業務委託	R7.5.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
総務課	志摩市議会議員選挙期日前投票所受付事務業務委託	R7.5.2	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
環境・ごみ対策課	斎場悠久苑草刈業務委託	R7.5.13	NPO法人 ふれあい工房	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
水道工務課	配水池等清掃業務	R7.6.16	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
阿児アリーナ	阿児アリーナ周辺植栽剪定業務委託(第1回)	R7.6.27	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
環境・ごみ対策課	斎場悠久苑草刈業務委託	R7.9.19	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	
総務課	衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 期日前投票所受付事務業務	R8.1.23	(公社)志摩市シルバー人材センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約であり、当該業務に係る役務の提供が可能であるため。	